

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場 埋立処分単価表

(単位：円/トン)

区 分			通常単価	
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類※	溶融固化物	16,100
			その他	61,000
		ゴムくず※		61,000
		金属くず※		11,200
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	海面に浮くもの	76,300
			その他	10,700
		がれき類※	海面に浮くもの	76,300
			その他	10,700
	管理型区画に処分	自動車等破砕物	溶融固化物	15,700
			その他	76,300
		燃え殻	15,700	
		無機性汚泥	15,700	
		鉱さい	12,100	
		ダスト類	16,000	
第 13 号廃棄物		16,000		
一般廃棄物	燃え殻	15,700		
	ばいじん	16,200		
	溶融スラグ	15,700		
	その他	15,700		
建設発生土	土壌環境基準に適合するもの※※	1 契約当たりの搬入量が 1,000 トン未満	3,000	
		1 契約当たりの搬入量が 1,000 トン以上	1,500	
	その他	8,000		

- 注 1) 埋立処分料金は、単価に計量重量（最小単位 10 キログラム）を乗じて算出する。
- 注 2) 埋立処分料金には、別途消費税が課される。
- 注 3) 産業廃棄物にあつては、別途産業廃棄物税（1 トン当たり 1,000 円）が課される。
- 注 4) ※の品目のうち海面に浮くものは、当分の間、受け入れない。
- 注 5) ※※の品目は、受入量が上限に達した時点で受け入れを終了します。
- 注 6) 建設発生土は、管理型区画の早期廃止に資するものを除き、原則として、管理型区画では受け入れない。